

アピール

介護保険が導入されて14年、今、大きな転換期を迎えています。「地域医療・介護推進法案(19本の法律案)」が衆議院で可決され、参議院に審議の場が移りました。そのうちの介護保険法改正案で“生活援助”が市町村に移行されようとしています。私たちは、“生活援助”こそ介護保険制度の存続にとって不可欠であると考えます。

2013年1月からこの法案に向けた社会保障審議会介護保険部会の審議が本格化したことへの危機感から、介護保険利用当事者の声を早急に集約して審議に反映させるため、私たちは、「介護保険の“生活援助”に関するアンケート調査」を実施し、2,232人の声を集約しました。

その中に表れた要介護認定者、介護経験者、介護保険被保険者、介護従事者それぞれの声を具体的に国会審議やその後の政策に反映し、持続可能な介護保険制度を確立するため、本日、セミナー「介護保険のゆ・く・え」を開催しました。その中での議論を踏まえて、以下のように取りまとめ、国会(厚生労働委員会)、厚生労働省などに要請するものです。

記

1. 生活援助サービスを市町村に委ねることは、サービスの質の低下や供給不足などで格差が生まれる。従来通り、介護保険制度で責任をもつべきである。
2. 生活援助サービスは、「自立支援」として重要なサービスであり、「コミュニケーション・会話」をサービスの一環に組み込むなどの柔軟な制度に改正すること。
3. 軽度者へのサービスを強化することは自立を促進し、介護度の重度化を防ぐと考える。このことは市町村財政の負担軽減に繋がるものであり、より一層の拡充を求める。
4. ケアに伴う介護従事者との会話が生活のメリハリの基礎であり、特に認知症の人には「会話なくして介護は成り立たない」。介護従事者の専門性が発揮できるよう制度改正を行うこと。
5. 介護保険制度を持続可能なものにするためには、介護従事者の人材確保が不可欠である。そのために介護従事者の処遇改善を行うこと。
6. 介護離職をなくすための有効な手立てを講じること。
7. 介護保険制度は改正のたびに複雑化し、利用者にとって理解が難しくなっている。65歳時点で介護保険制度の丁寧な説明会を地域で行なう等、自治体サービスを強化すること。
8. 男女とも自立し尊厳ある生を全うできるよう、子供の頃から調理・掃除・洗濯などの「生活技術」を身につける教育を含め、男女共同参画の施策を推進すること。
9. 地域包括支援センターが役割を十二分に発揮できるよう、人的・財政的支援を行うこと。

以上

2014年5月24日

「高齢社会をよくする女性の会・大阪」主催セミナー
「介護保険のゆ・く・え」参加者一同